石狩市の不妊治療費等助成事業のご案内

保険診療の特定不妊治療を受診した市民の方に対し、次のような助成を行っています。

★特定不妊治療費助成

保険診療の特定不妊治療(体外受精・顕微授精等の生殖補助医療)にかかった費用の

自己負担額に対し、最大5万円を助成

★先進不妊治療費助成(治療費)

保険診療の特定不妊治療と同時に行った先進医療の自己負担額に対し、最大3万5千円を助成

★先進不妊治療費助成(交通費)

自宅から医療機関までの距離が片道 25 kmを超える場合に、先進不妊治療を受けた日数分の 交通費の一部を助成(距離区分・助成上限額・回数制限あり)

★証明書発行手数料

上記の助成を受けるために医療機関が発行する受診証明書の発行手数料を全額助成

対象となる方

- ・申請日において、少なくとも一方が石狩市民である夫婦(事実婚を含む)
- ・市税の滞納がなく、他市区町村から同様の助成等を受けていないこと

申請手続き

1回の治療期間が終了するごとに、裏面を参考に必要書類を用意して、石狩市役所1階の子ども政策課まで持参または郵送で提出してください。

申請期限は、原則として治療終了日の属する年度の終了日(3月31日)となります。 ただし3月中に終了した方は翌年度の5月末までとなります。

詳しくは、石狩市ホームページ「石狩市不妊治療費助成事業について」をご確認ください。

申請書や受診証明書などの様式もダウンロードできます。



QR コードを読み取り

または「石狩市 不妊治療」で検索

【お問合せ先】

石狩市 子育て推進部 子ども政策課 電話 0133-72-3116(直通)

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2

石狩市市役所1階

k-ssk@city.ishikari.hokkaido.jp

石狩市 不妊治療費等助成事業 申請に必要な書類一覧

石狩市特定不妊治療費助成金 交付申請書 石狩市先進不妊治療費等助成金 交付申請書 ※申請する場合のみ	・申請書下部の「同意及び誓約」欄の内容を確認し、記名押印してください。 ・初めて申請する方は、「振込口座」欄に記入の上、押印してください。前回と同じ口座を使用する場合は、所定の欄に印を記入してください。 ・同時に申請する場合でも、申請書はそれぞれ1枚ずつご用意ください。
次のうち申請内容に応じて必要と なるいずれかの受診等証明書 ・石狩市特定不妊治療費助成 事業受診等証明書 ・石狩市先進不妊治療費等助 成事業受診等証明書 ・共通様式(石狩市特定不妊治 療費助成事業受診等証明書 兼 石狩市先進不妊治療費等助成事業 受診等証明書)	・該当する不妊治療を受診した医療機関に記入してもらってください。 ・発行手数料は申請者から医療機関に一度支払い、助成金の交付時に同額を払い戻します。 ・2つの助成金を同時に申請する場合は、共通様式を使用して1枚にまとめてください。
※事実婚関係に関する申立書	・事実婚関係の方が申請する場合に必要となります。内容を記入の上、夫婦それぞれが署名してく ださい。
※戸籍証明 (申請する治療期間の初日以降に 取得したもの)	・住民票上で夫婦関係が確認できない場合に必要となります。戸籍上婚姻関係にある場合は婚姻事項が確認できるものを、事実婚の場合はそれぞれが独身であることがわかるものを提出してください。
※申請者名義の預金通帳等	・初めて申請する場合、口座登録をするために確認しています。申請書に押印する印鑑は銀行登録 印である必要はありません。
※高額療養費制度による負担額や 支給額がわかる書類	・医療機関等からの証明書では自己負担額が 判明しない場合に提出してください。
※交通費の領収書等	・交通費の申請をする場合で、自宅から病院まで の経路や金額がわかる書類があれば持参してくだ さい。

※印は、必要とされた場合のみ提出してください。